

## ✚ 貨物概要

たまねぎ、にんじん及び小松菜の混合物にころもを付け、油で揚げた後、凍結乾燥したもの

(成分割合)

たまねぎ	13%	小麦粉	30%
にんじん	1%	油	50%
小松菜	1%	塩	5%

(1袋当たりの重量) 100グラム

用途：油で揚げて食する。

## ✚ 分類

関税率表第 2106.90 号-2-(2)-E-(b)-ハ-(ロ)-II-(II) (統計番号 2106.90-299) のその他の調製食料品

## ✚ 分類理由

本品は、たまねぎ、にんじん及び小松菜から成る具にころもを付け、油で揚げた後、凍結乾燥したものです。本品は、油が全重量の5割を占めており、また、具が全重量に占める割合が小さいことから、具に特性があるとは認められません。このため、その他の調製食料品として上記のとおり分類されます。



## 注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります (関税法第4条)。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属 (分類) となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

(具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)